

1 会社法と金融商品取引法

会社法：

- ①会社を取り巻くステークホルダー（株主、債権者、会社役員）の間で利害調整を行う法律。
- ②私法⇒原則として、損害賠償、司法手続上のエンフォースメント（強制）。

金融商品取引法：

- ①資本市場の適正性確保のための規制。株主・投資者保護。
- ②公法⇒刑事罰・課徴金（行政罰）によるエンフォースメント。

2 整理

株主に対する情報開示に関し、上場会社及び会社役員はどのような責任を株主に負うのか。

	会社法上の責任	金商法上の責任
会社の責任	代表者の行為をクッションとして適用（会社法 350 条）	有価証券報告書の虚偽記載に達していると、それだけで会社の責任が生じる。（無過失責任）（金商法 21 条の 2）
役員責任	取締役の行為を問題とする。（会社法 429 条）	虚偽記載があったかどうかを問題にし、あとは取締役として、それを知らなかったか、知らなかったことについて過失がなかった（相当の注意を払った）かというルール設定。

3 上場会社自身の責任

(1) 会社法上の責任

代表者の任務懈怠行為を通じて、会社が株主に対して責任を負う。（会社法 350 条）
（任務懈怠の有無について・・・日本技術システム事件（最高裁 H21.7.9））

(2) 金融商品取引法上の責任

有価証券報告書（内部統制報告書、四半期報告書、半期報告書、臨時報告書等も同様）に「**重要な虚偽記載**」があれば、それだけで、一定の範囲内の提訴権のある株主（虚偽記載の1年以内に株式を取得した株主）に損害賠償責任を負う。（**無過失責任**）
因果関係と損害額も推定される。

訴訟における争点は①重要な虚偽記載と②損害額の反証

4 役員個人の責任

(1) 会社法上の責任

一定の計算書類や法 429 条 2 項で列挙されるものに限定。

虚偽記載があった場合には、**当該計算書類を作った取締役は過失責任を負う。**

それ以外の役員は、一般的な監督責任を、会社法 429 条 1 項で負う。

当該計算書類が不正確であることについて一般的な監督義務などの会社に対する任務懈怠について**重過失**がない限り、法的責任は負わない。

重過失の立証責任も損害との因果関係の立証責任も株主側にある。

(2) 金融商品取引法上の責任

虚偽記載があったかどうかを問題。

責任を負う会社役員：当該有価証券報告書の「提出の時ににおける役員」

「記載が虚偽であり又は欠けていることを**知らず**、かつ、**相当な注意**を用いたにもかかわらず知ることができなかったこと」を**役員側が立証**できた場合にだけ免責される。

いかなる場合に免責されるかは「相当な注意」の解釈次第。

日本技術システムの最高裁判決（会社法 350 条についての判決）：

きちんとした内部統制が整備され、かつ運用されていたかどうかで、会社及び会社役員が流通市場の一定の株主にして損害を補てんするかどうかを決めようとするメッセージ。

因果関係：「記載が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害」に対する責任を認める。

（当該役員がどういった行為を行ったのかあるいは怠ったのかという不作為義務と因果関係のある損害ではない。）

5 虚偽記載

(1) 2種類の虚偽記載

①事実の虚偽（ex.架空売上や経費の除外等）

②会計基準違反

ライブドア事件（本来売上げに計上できない資本取引を売上に計上した事案）

日本長期信用銀行事件（不良債権として査定してどの程度の償却・引当をするかどうかという論点に関するもの）

日興コーディアルグループへの課徴金納付命令（連結の範囲にかかわるもの）

～

事実虚偽がなくとも、会計基準に違反した場合も、それ自身が「重要事項の虚偽記載」に当たりうるというのが、裁判・行政実務における判断。

(2) 会計基準違反の場合

会計基準違反についての認識を欠いていたことについて過失があったかどうかの問題。

最高裁 H12.7.7 判決（野村証券損失補填株主代表訴訟上告審判決）

「・・・事実関係の下においては、被上告人らが、本件損失補てんを決定し、実施した平成 2 年 3 月の時点において、その行為が独占禁止法に違反するとの認識を有するに至らなかったことにはやむを得ない事情があったというべきであって、右認識を欠いたことにつき過失があったとすることもできない」

(3) 実務的対応

裁量性のある会計項目が多い：

①不良在庫・不良債権、②金融資産（時価会計に関する議論）、③子会社株式（減損会計）、④繰延税金資産、⑤のれん、⑥不動産（減損会計）・機械設備（減価償却）、⑦係争など賠償責任の発生可能性、⑧工事進行基準（長期契約の受注採算悪化等）等。

確信犯的粉飾決算事例よりも、業務執行者あるいはその部下が収益実現のためのプレッシャーを受け、次期以降の売上も今期に計上してしまおうという誘惑に駆られ（性弱説）一線を越え、楽観的な見通しが後に外れて会計スキャンダルに至る危険性。

⇒

裁量性のある会計項目について、それが事後的に重要な虚偽記載であると言われないために、社内できちんと合理性のチェック体制を整備する必要がある。

規定

●会社の責任・・・会社法

会社法 第 350 条（代表者の行為についての損害賠償責任）

株式会社は、代表取締役その他の代表者がその職務を行うについて第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。

●会社の責任・・・金商法

金商法 第 21 条の 2（虚偽記載等のある書類の提出者の賠償責任）

第二十五条第一項各号（第五号及び第九号を除く。）に掲げる書類（以下この条において「書類」という。）のうちに、**重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けている**ときは、当該書類の提出者は、当該書類が同項の規定により公衆の縦覧に供されている間に当該書類（同項第十二号に掲げる書類を除く。）の提出者又は当該書類（同号に掲げる書類に限る。）の提出者を親会社等（第二十四条の七第一項に規定する親会社等をいう。）とする者が発行者である有価証券を募集又は売出しによらないで取得した者に対し、第十九条第一項の規定の例により算出した額を超えない限度において、記載が虚偽であり、又は欠けていること（以下この条において「虚偽記載等」という。）により生じた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の際虚偽記載等を知っていたときは、この限りでない。

2 前項本文の場合において、当該書類の虚偽記載等の事実の公表がされたときは、当該虚偽記載等の事実の公表がされた日（以下この項において「公表日」という。）前一年以内に当該有価証券を取得し、当該公表日において引き続き当該有価証券を所有する者は、当該公表日前一月間の当該有価証券の市場価額（市場価額がないときは、処分推定価額。以下この項において同じ。）の平均額から当該公表日後一月間の当該有価証券の市場価額の平均額を控除した額を、当該書類の虚偽記載等により生じた損害の額とすることができる。

3 前項の「虚偽記載等の事実の公表」とは、当該書類の提出者又は当該提出者の業務若しくは財産に関し法令に基づく権限を有する者により、当該書類の虚偽記載等に係る記載すべき重要な事項又は誤解を生じさせないために必要な重要な事実について、第二十五条第一項の規定による公衆の縦覧その他の手段により、多数の者の知り得る状態に置く措置がとられたことをいう。

4 第二項の場合において、その賠償の責めに任ずべき者は、その請求権者が受けた損害の額の全部又は一部が、当該書類の虚偽記載等によって生ずべき当該有価証券の値下り以外の事情により生じたことを証明したときは、その全部又は一部については、賠償の責めに任じない。

5 前項の場合を除くほか、第二項の場合において、その請求権者が受けた損害の全部又は一部が、当該書類の虚偽記載等によって生ずべき当該有価証券の値下り以外の事情により生じたことが認められ、かつ、当該事情により生じた損害の性質上その額を証明することが極めて困難であるときは、裁判所は、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づき、賠償の責めに任じない損害の額として相当な額の認定をすることができる。

●役員の責任・・・会社法

会社法 第 429 条（役員等の第三者に対する損害賠償責任）

役員等がその職務を行うについて**悪意又は重大な過失**があったときは、当該役員等は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

2 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

一 取締役及び執行役 次に掲げる行為

イ 株式、新株予約権、社債若しくは新株予約権付社債を引き受ける者の募集をする際に通知しなければならない重要な事項についての虚偽の通知又は当該募集のための当該株式会社の事業その他の事項に関する説明に用いた資料についての虚偽の記載若しくは記録

ロ **計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書並びに臨時計算書類に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録**

ハ 虚偽の登記

ニ 虚偽の公告（第四百四十条第三項に規定する措置を含む。）

二 会計参与 計算書類及びその附属明細書、臨時計算書類並びに会計参与報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

三 監査役及び監査委員 監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

四 会計監査人 会計監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

●役員の責任・・・金商法

金商法 第 24 条の 4（虚偽記載のある有価証券報告書の提出会社の役員等の賠償責任）

第二十二条の規定は、有価証券報告書のうちに**重要な事項について虚偽の記載**があり、又は**記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けている場合**について準用する。この場合において、同条第一項中「有価証券を募集又は売出しによらないで取得した者」とあるのは、「有価証券を取得した者」と読み替えるものとする。

金商法 第 22 条（虚偽記載等のある届出書の提出会社の役員等の賠償責任）

有価証券届出書のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けているときは、第二十一条第一項第一号及び第三号に掲げる者は、当該記載が虚偽であり、又は欠けていることを知らないで、当該有価証券届出書の届出者が発行者である有価証券を募集又は売出しによらないで取得した者に対し、**記載が虚偽であり、又は欠けていることにより生じた損害**を賠償する責めに任ずる。

2 第二十一条第二項第一号及び第二号の規定は、前項に規定する賠償の責めに任ずべき者について準用する。

金商法 第21条（虚偽記載のある届出書の提出会社の役員等の賠償責任）

有価証券届出書のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けているときは、次に掲げる者は、当該有価証券を募集又は売出しに応じて取得した者に対し、記載が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際記載が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りでない。

一 当該有価証券届出書を提出した会社のその提出の時ににおける役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者をいう。第六十三条から第六十七条までを除き、以下同じ。）又は当該会社の発起人（その提出が会社の成立前にされたときに限る。）

二 当該売出しに係る有価証券の所有者（その者が当該有価証券を所有している者からその売出しをすることを内容とする契約によりこれを取得した場合には、当該契約の相手方）

三 当該有価証券届出書に係る第九十三条の二第一項に規定する監査証明において、当該監査証明に係る書類について記載が虚偽であり又は欠けているものを虚偽でなく又は欠けていないものとして証明した公認会計士又は監査法人

四 当該募集に係る有価証券の発行者又は第二号に掲げる者のいずれかと元引受契約を締結した金融商品取引業者又は登録金融機関

2 前項の場合において、次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる事項を証明したときは、同項に規定する賠償の責めに任じない。

一 前項第一号又は第二号に掲げる者 **記載が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたこと。**

二 前項第三号に掲げる者 同号の証明をしたことについて故意又は過失がなかつたこと。

三 前項第四号に掲げる者 記載が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、第九十三条の二第一項に規定する財務計算に関する書類に係る部分以外の部分については、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたこと。